第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成27年度　日本弁理士会　実務修習の実施に関する公告

日本弁理士会は、弁理士法（平成12年法律第49号）第16条の２に基づく実務修習に関し、同法第16条の３に規定する経済産業大臣が指定した指定修習機関として、弁理士法施行規則（平成12年経済産業省令第411号。以下「施行規則」という。）第21条の11により読み替えられた第21条の５の規定に基づき、実務修習の日程、実施場所及び受講の申請の受付期間その他実務修習の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公告します。

平成27年10月30日

指定修習機関　日本弁理士会
会長　伊丹　勝

１．実務修習の受講資格者

平成20年10月１日以降に、下記のいずれかに該当した方々が対象です。

⑴　弁理士試験合格者
⑵　弁護士となる資格を有する者
⑶　特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して７年以上になる者

２．実務修習の日程及び実施場所

⑴　演習（集合研修）
イ．実施期間
平成28年１月15日（金）から平成28年２月20日（土）までの間の５日間（夜間コースは９日間）。
ロ．実施場所（受講申請の状況により、会場数を増減する場合があります）
・東京会場
商工会館弁理士会館ビル　東京都千代田区霞が関３－４－２
全国社会福祉協議会・灘尾ホール　東京都千代田区霞が関３－３－２
・大阪会場
ＡＰ大阪梅田茶屋町　大阪府大阪市北区茶屋町１－27　ＡＢＣ－ＭＡＲＴ梅田ビル８階
・名古屋会場
日本弁理士会東海支部室　愛知県名古屋市中区栄２－10－19　名古屋商工会議所ビル８階
⑵　講義（ｅ－ラーニング研修）
平成27年12月７日（月）から平成28年２月29日（月）までの間、インターネットによるコンテンツの配信を行います。

３．実務修習の課程及び講義時間

次の課程を集合研修とｅ－ラーニング研修とを併用して行います。
（方法：ｅＬ…ｅ－ラーニング、集合…集合研修
単位：30分を１単位とする）

課程１．弁理士法及び弁理士の職業倫理

課目名	方法	単位
弁理士法	ｅＬ	6
弁理士倫理	ｅＬ	4
弁理士業概論	ｅＬ	6

課程２．特許及び実用新案に関する理論及び実務

課目名	方法	単位
情報調査	ｅＬ	6
ＰＣＴ出願	ｅＬ	3
明細書のあり方（読み方・作成）概論	ｅＬ	3
審査基準（産業上の利用可能性、新規性、進歩性等）	ｅＬ	6
クレームの作成・解釈	ｅＬ	3
クレームの作成・解釈	集合	6
明細書のあり方・演習（化学）	集合	12
明細書のあり方・演習（機械）	集合	
明細書のあり方・演習（電気）	集合	
審査対応・概論（意見書・補正書）	ｅＬ	3
審査基準（補正の制限）	ｅＬ	3
審査対応・演習（化学）	集合	12
審査対応・演習（機械）	集合	
審査対応・演習（電気）	集合	

備考：明細書のあり方・演習及び審査対応・演習の講義は、化学、機械、電気いずれか１つを選択

課程３．意匠に関する理論及び実務

課目名	方法	単位
ハーグ出願	ｅＬ	3
出願手続・概論	ｅＬ	3
出願手続・演習	集合	6
審査対応・概論（意見書・補正書）	ｅＬ	3
審査基準の説明	ｅＬ	3
類否判断	ｅＬ	3
審査対応・演習	集合	6

課程４．商標に関する理論及び実務

課目名	方法	単位
情報調査	ｅＬ	3
マドプロ出願	ｅＬ	3
出願手続・概論	ｅＬ	3
出願手続・演習	集合	6
審査対応・概論（意見書・補正書）	ｅＬ	3
審査基準の説明	ｅＬ	3
類否判断	ｅＬ	3
審査対応・演習	集合	6

課程５．工業所有権に関する条約その他の弁理士の業務に関する理論及び実務

課目名	方法	単位
知的財産権に係る施策	ｅＬ	4
出願手続（オンライン出願・願書の様式）	ｅＬ	3
条約（各国の制度概要を含む）	ｅＬ	6
審判の概要（特許異議・登録異議を含む）	ｅＬ	4

４．実務修習の課程の免除

⑴　実務修習の受講申請をする際に、以下に該当する者は「実務修習の課程の免除」を申請することができます。その者の経験等により実務修習の課程を修得した者と同等以上の実務経験があると認められた場合、申請した課程について修習の義務が免除されます。（施行規則第21条の４）
①　実務修習の課程の免除を申請できる者
一　所属する法人の工業所有権書類作成事務に専ら３年以上従事した者
二　工業所有権書類作成事務の補助業務に専ら５年以上従事した者
三　特許庁において審判又は審査の事務に５年以上従事した者
四　弁護士となる資格を有する者
五　特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に７年以上従事した者
②　実務修習の課程の免除対象
実務修習の課程の免除を申請できる者のうち、
・①四に該当する者については、３．課程１を除くすべての課程
・その他に該当する者については、従事経験のある業務又は事務の内容によって３．課程２～４のいずれか１つの課程が免除対象となります。
⑵　⑴①一～五（施行規則第21条の４第１項各号）のうち２以上の事由に該当する旨の申請があった場合においても、免除を認めるのは１の事由に基づくものに限るものとします。
⑶　⑴の「同等以上の実務経験を有している者と認めるとき」（施行規則第21条の４第４項）とは、次の要件を満たすときとします。
①　⑴①一又は二の申請（施行規則第21条の４第１項第１号又は第２号）
・勤務証明書等により、必要経験年数を満たしていること、及び所属する（した）企業の知的財産部や特許事務所等の勤務経験が、明らかにわかること。
なお、複数の企業や事務所、第１号と第２号の経験年数の合算はしません。
②　⑴①三、四又は五の申請（施行規則第21条の４第１項第３号、第４号又は第５号）
・当該資格等を証する書類が提出されていること。

５．実務修習の修了

⑴　実務修習を修了するためには、３．のすべての課程（４．⑴により課程の免除が認められた場合については、その課程を除く。）におけるすべての課目の履修が必要です。
⑵　すべての課程を修了した修習生には、修了証を発行します。

６．実務修習の受講申請に必要な書類

⑴　すべての受講者が提出する書類等
①　実務修習受講申請書
②　受講資格を証明する書面
③　受講料払込票の写し
④　証明写真２枚　縦45㎜×横35㎜（１枚貼付、１枚添付）
⑵　施行規則第21条の４第２項の規定に基づき、課程の免除を申請する者が提出する書類等
①　実務修習の一部免除申請書
②　免除申請の理由に該当することを証明する勤務証明書又は資格証明書

７．実務修習受講申請の受付期間

平成27年11月16日（月）から平成27年11月25日（水）まで
申請書は、郵送のみ受け付けます。持参の場合は受け付けられませんのでご了承ください。

８．実務修習の受講料　118,000円

９．その他

受講申請方法、ｅ－ラーニング利用に必要な機器等の詳細は、次へご照会ください。
日本弁理士会研修所
〒100－0013 東京都千代田区霞が関３－４－２
（電話　03－3519－2360）
日本弁理士会ホームページ（http://www.jpaa.or.jp/）

発行所　〒一〇五－八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　五六〇円（本体五二〇円）　（配送料別）